

(3) 謝辞

本マニュアルの作成に際して、県内の23市町のご担当課の皆様に、ヤングケアラー支援策の検討に向けたヒアリングにご協力頂きました。心より感謝申し上げます。さらに、広島県公立大学法人 県立広島大学保健福祉学部 松宮透高教授には、専門的見地からさまざまなご助言をいただき、以下のメッセージも寄せていただきました。

「ヤングケアラーとされる状況にあることを『いけないこと』、また悩みを打ち明け支援につながることを『親を告発すること』と周囲から捉えられること。ヤングケアラー自身はそれを望んでいません。その不安があるからこそ、相談は抑制され、結果的に問題が潜在化し、そうした世帯やヤングケアラーはことさら孤立しがちです。そう教えてくれたのは、サバイバーとして大人になったかつての『こども』の皆さんでした。その重い言葉に学び、いまこの空の下で人知れず苦勞している子どもたちとその世帯への応援に活かしたい。そんな思いでこのマニュアルは編集されました。原因を誰かに限定して解決できる課題ではないため、『世帯ぐるみ』『地域ぐるみ』で受け止め、アプローチする必要があります。このマニュアルが、ヤングケアラーとその世帯への、そしてその応援団である皆さんのご心配やご苦勞を軽減しエンパワメントにつながることを、切に願います。」

(4) 引用・参考文献等

- ・ こども家庭庁 ヤングケアラーホームページ (URL: <https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)
- ・ 『ヤングケアラー支援ガイドライン (仮称)』 有限責任監査法人トーマツ (令和7年3月)
- ・ 公益財団法人日本ユニセフ協会 (URL: <https://www.unicef.or.jp/>)
- ・ 『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～』 有限責任監査法人トーマツ (令和4年3月)
- ・ 『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』の一部施行について (ヤングケアラー関係) こども家庭庁支援局 (令和6年6月12日)
- ・ 『ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック』 有限責任監査法人トーマツ (令和5年3月)
- ・ 『埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック』 埼玉県 (令和5年3月)
- ・ 『福島県ヤングケアラー支援マニュアル』 福島県こども未来局児童家庭課 (令和6年3月)
- ・ 『山口県ヤングケアラー支援ガイドブック～ヤングケアラーの早期把握と支援のために～』 山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課 (令和6年3月)
- ・ 『東京都 ヤングケアラー支援マニュアル 生活福祉関係機関 編』 東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 (令和5年3月)
- ・ 『令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究』内の『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン (案)』三菱UFJリサーチ&コンサルティング (令和2年3月)
- ・ 『ヤングケアラー 連携支援マニュアル～子どもが子どもらしく暮らせる【あたたかい京都】の実現をめざして～』 京都府ヤングケアラー総合支援センター (令和4年11月)
- ・ 『ヤングケアラー支援ハンドブック』 三重県子ども・福祉部 (令和6年9月)